

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害・感染症リスク (静岡市地域防災計画等を基に作成)

リスクの種類	被災想定	備考
南海トラフ地震	M8～M9クラス	発生確率は30年以内に80%程度
津波	津波高最大12m (平均6m)	津波の到達は地震発生から最短で2分
洪水・土砂災害 浸水害	浸水・土砂災害	安倍川・巴川など1・2級河川及びその支川、95河川で浸水想定区域が指定 土砂災害(特別)警戒区域の指定:3,012箇所

①地震

静岡市は、駿河湾から遠州灘にかけての駿河トラフ沿いに位置し、過去に巨大地震・津波による災害を度々経験している。この海域では、プレート境界を震源とする東海地震(マグニチュード8クラス)が発生する可能性があり、連動や時間差での発生も想定される。

また、頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)などの最大クラスの地震・津波についても、対策を進めている。

静岡市の地震による被害想定は表1で示す通り。人的被害(死者数)を見ると、清水区が全体の死者数の8割弱を占め、他の地区と比較して死者数が多くなると予想されている。特に死者の9割が津波によるものと想定されており、当会議所管轄地域を含む同区において、津波による甚大な被害が懸念される。

【表1】人的被害(死者数) [出典:静岡市地域防災計画(令和7年1月修正) 単位:人]

	建物倒壊	津波	急傾斜崩壊	火災	合計
葵区	約600	0	約50	約300	約900
駿河区	約400	約1,600	約10	約100	約2,200
清水区	約400	約11,000	約20	約60	約12,000
合計	約1,400	約12,600	約80	約460	約15,100

※南海トラフ巨大地震:基本ケース、津波:ケース①の冬・深夜ケースの場合

②津波

静岡県第4次地震被害想定によると、想定される最大クラスの地震(南海トラフ巨大地震が発生した場合、静岡市には最大12m(平均6m)の津波が想定されている。

静岡市の津波ハザードマップで当会議所管轄地域の津波浸水被害想定区域を確認すると、沿岸部の広い範囲が避難対象地域(※)に指定されている。津波の到達は地震発生から最短で2分とされ、地震発生後15分以内に浸水開始するエリアが広範囲にわたり、多大な浸水被害が発生することが想定されている。

※避難対象地域:地震発生後、直ちに地域の外や、最寄りの津波避難施設に避難する地域

③洪水・土砂災害、浸水害

市内の主要河川は、治水工事や放水路の建設等により、大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。

都市部では、局地的な短時間強雨により雨水が排水できずに発生する内水氾濫にも注意が必要である。

清水港の周辺では、標高が清水港最高潮位より低い地帯があり、潮位が高い時には浸水の危険が高まる。

土砂災害については、安倍川上流の山間部を中心に、各河川流域で広く土砂災害警戒区域に指定されており、区域内人口は約7.5万人とされている。

当市では、平成18年2月に「静岡市浸水対策推進プラン」を策定し、市が管理している河川や下水道の幹線、ポンプ場などの基幹施設の整備を進めてきたが、近年頻発している激甚な浸水被害に対し、継続して市の重点プロジェクトに位置付け、平成31年3月にプラン第4期計画を策定した。

※過去の水害

昭和49年7月7日～8日にかけて、台風第8号と梅雨前線により大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした七夕豪雨が発生。時間最大雨量76mm、24時間の降雨量508mmを記録し、死者27名、家屋の全壊・流出32戸、床上浸水約12,000戸、床下浸水約14,000戸という大きな被害をもたらした。

近年では、令和4年の台風第15号では物的被害が床上浸水3,221棟、床下浸水1,597棟、停電約11万7,000世帯、断水約6万3,000世帯の被害を受けた。

④感染症等

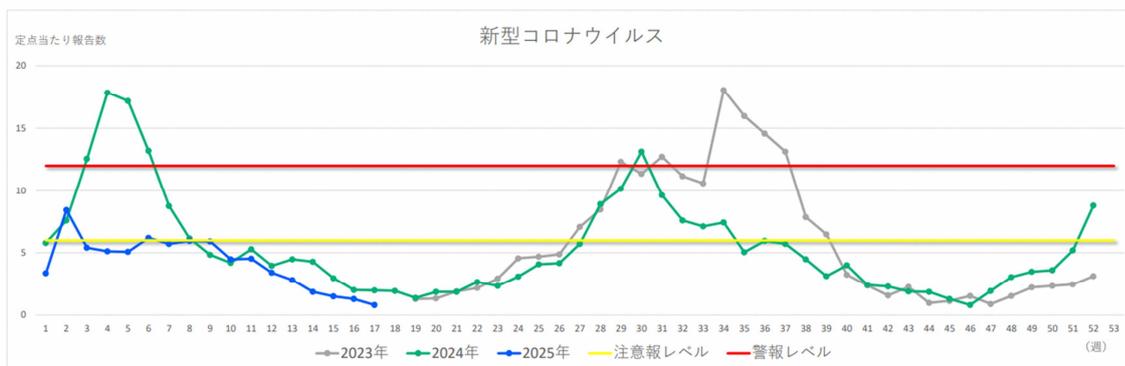
新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）は、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。令和2年1月からの、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うにあたり「新型インフルエンザ等対策行動計画」は、感染症危機に対応できる平時からの体制作り、国民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの目標を実現できるよう、国や県にて全面改定された。

静岡市でも、これら国、県の行動計画や、「静岡市感染症予防計画」や「静岡市感染症危機対処計画」などとの整合性を図りながら、市行動計画の改定を行い、感染症発生時には、市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるように備えていく。

<新型コロナウイルスの発生状況>

(出典：保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所)

【静岡市内の感染症発生状況】



(2) 商工業者の状況（当会議所管内）

※出典：令和3年経済センサス活動調査結果（総務省統計局）

・商工業の事業所数 33,514事業所

当市の産業の内訳は、卸売・小売業が8,596事業所で全体の25.6%を占め、次いで宿泊業・飲食サービス業3,569事業所（10.6%）、建設業3,159事業所（9.4%）、製造業3,026事業所（9.0%）、生活関連サービス業・娯楽業2,778事業所（8.3%）、医療・福祉2,710事業所（8.1%）、サービス業（他に分類されないもの）2,513事業所（7.5%）の順である。

また、従業者数は346,576人となっている。従業者数の内訳は、第1次産業が885人（0.3%）、第2次産業が76,704人（22.1%）、第3次産業が268,987人（77.6%）である。これらのことから、当市は第3次産業の占める割合が高い都市であることが分かる。

	事業所数(所)				従業者数(人)			
	葵区	駿河区	清水区	計	葵区	駿河区	清水区	計
全産業(A~R)	13,615	9,587	10,312	33,514	131,487	111,253	103,836	346,576
第1次産業(A~B)	39	16	45	100	323	169	393	885
A 農業, 林業	34	15	27	76	307	140	220	667
B 漁業	5	-	18	23	16	-	173	189
第2次産業(C~E)	1,907	1,987	2,296	6,190	15,483	25,953	35,268	76,704
C 鉱業, 採石業, 砂利採取	4	1	-	5	16	9	-	25
D 建設業	965	1,060	1,134	3,159	7,414	8,611	7,210	23,235
E 製造業	938	926	1,162	3,026	8,053	17,333	28,058	53,444
第3次産業(F~R)	11,669	7,584	7,971	27,224	115,681	85,131	68,175	268,987
F 電気・ガス・熱供給・水道業	18	7	9	34	695	721	218	1,634
G 情報通信業	204	132	60	396	4,356	4,199	917	9,472
H 運輸業, 郵便業	197	200	422	819	5,478	4,863	9,918	20,259
I 卸売業, 小売業	3,608	2,534	2,454	8,596	29,426	26,224	17,775	73,425
J 金融業, 保険業	357	158	163	678	6,268	2,090	2,805	11,163
K 不動産業, 物品賃貸業	889	749	554	2,192	4,493	3,149	1,711	9,353
L 学術研究, 専門・技術サービス業	821	483	394	1,698	4,512	3,659	2,488	10,659
M 宿泊業, 飲食サービス業	1,647	825	1,097	3,569	10,940	7,733	7,170	25,843
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,141	736	901	2,778	4,549	3,762	3,202	11,513
O 教育, 学習支援業	475	285	331	1,091	5,326	5,005	2,468	12,799
P 医療, 福祉	1,179	761	770	2,710	21,599	12,186	10,622	44,407
Q 複合サービス事業	60	33	57	150	401	845	564	1,810
R サービス業 (他に分類されないもの)	1,073	681	759	2,513	17,638	10,695	8,317	36,650

(3) これまでの取組

1) 静岡市の取組

ア 防災計画関係

(ア) 地域防災計画及び津波防災地域づくり推進計画の策定

(イ) 静岡市防災会議による防災計画の推進

イ 災害時協力協定・相互応援協定の締結

ウ 防災資機材・施設関係

(ア) 防災無線等による情報伝達体制の構築

(イ) 防災用資機材の設置及び分散備蓄

(ウ) 緊急避難場所・避難所・救護所の指定

エ 津波対策

(ア) 津波避難ビルの指定及び津波避難ビル整備事業に対する助成

(イ) 津波避難タワー、津波避難誘導標識等の整備

オ 土砂災害防止対策（土砂災害危険箇所の整備等）

カ 地震等防災訓練

(ア) 総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練等の実施

キ 防災意識の啓発

(ア) 自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした市政出前講座の開催

(イ) 地区防災会議（三者会合・四者会合）の開催

(ウ) 静岡市防災マップ、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ等作成・配布

ク 自主防災組織関係

(ア) 自主防災組織の育成指導及び自主防災連絡会の組織

(イ) 防災資機材購入等に係る助成

ケ 感染症対策関係

(ア) 静岡市感染症予防計画【2024年度（令和6年度）～2029年度（令和11年度）】の策定（令和6年3月）

(イ) 静岡市感染症危機対処計画（保健所 感染症編）の策定（令和6年3月）

コ その他

(ア) 国民保護法関係事業

(イ) 水防関係事業

(ウ) 建築物の耐震化事業

(エ) 公共施設の耐震化計画

(オ) トイレカーの整備

(カ) 災害時協力井戸の登録推進 ほか

2) 当会議所の取組

(1) 災害に対する取組

①BCPに関する国、県の施策の周知

BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。

②BCP策定セミナーの開催

BCP策定支援実績豊富な専門家を講師に招き、BCPの必要性や基礎知識をテーマに毎年セミナーを開催している。

開催日時	題名	参加人数
2020年10月26日	感染症リスクの特徴と感染症BCP策定のポイント	28名
2021年9月14日	BCP対策セミナー 計画策定ワークショップ	8名
2022年12月16日	自然災害に対する防災・減災対策セミナー	36名
2023年8月28日	企業の3大ノックアウトリスクセミナー	23名
2024年8月24日	企業の3大ノックアウトリスクセミナー	21名

③事業継続力強化計画策定に関する啓発

事業継続力強化計画策定の重要性等について専用ホームページを開設し、広く周知している。

④事業継続力強化計画策定支援

中小企業の防災・減災の事前対策に関する計画である「事業継続力強化計画」について令和2年度から5年間で合計759件の策定支援を実施した。

年度	件数
2020年度	260件
2021年度	196件
2022年度	121件
2023年度	88件
2024年度	94件

⑤損害保険（ビジネス総合保険）への加入促進

東京海上日動火災保険株式会社等と連携し、災害時に備える商工会議所会員向け保険制度「ビジネス総合保険」への加入促進に取り組んでいる。

⑥防災備品の備蓄

緊急用備品リストに基づき、災害発生時に必要な緊急用品等を備蓄するとともに、定期的に中身を点検し、緊急事態に使用できるよう維持管理に努めている。

⑦商工会議所会館防災訓練の実施

火災や地震発生時の人命保護と災害拡大の防止に向けた対応が図れるよう、防災訓練を年2回実施している。

⑧職員の安否確認システムの導入

災害発生時の職員の安否確認及び出勤（召集）可能人員を迅速に確認するための安否確認システムを導入しており、緊急事態にスムーズな運用ができるよう、定期的にテスト運用を実施している。

(2) 感染症に対する取組

①緊急アンケートの実施等による地域企業への影響調査

新型コロナウイルスワクチンの集団接種のアンケート調査を会員企業に実施した。

②感染症の拡大を防止するための、イベントの中止や延期

感染症拡大を防止するために、当商工会議所主催のイベントを延期または中止した。また、会議についても延期やリモートで開催した。

③検定試験等の実施方法の検討

検定試験開催時に受験者に対して入室時の体温測定、手のアルコール消毒を行うとともに使用する机やトイレの消毒を行い、感染予防を徹底した。

④地域企業の資金繰りを支援するための緊急相談窓口の設置や緊急相談会の開催

日本政策金融公庫と連携して融資相談会を実施するとともに緊急相談窓口を設置し、資金繰りや経営相談、給付金、補助金の申請支援を行った。

II 課題

1. BCPに関する情報提供・周知が不十分

当会議所では、巡回・窓口相談やホームページ・会報誌等を通じBCPを周知してきたが、事業者には災害リスクやBCPの本当の重要性が伝わっていないと思われる。

2. BCPに対する小規模事業者の意識が浸透していない

当会議所では、事業継続力強化計画の重要性についてセミナーの開催やホームページによる周知、策定支援を行ってきたが実際に同計画の策定に至った事業者は5年間で総会員数の5.8%にとどまり、小規模事業者の意識や関心の高まりにつなげられていない。

3. 緊急時に対応する体制等の整備が不十分

現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまっており、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を確実にける当会議所経営指導員等職員の不足といった課題もある。

4. 関係機関との連携が不十分

災害時の情報提供や情報収集、BCPの普及については、静岡市をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。

III 目標

1. 地区内小規模事業者等へのBCPの必要性の周知とBCP策定支援

当会議所では、東京海上日動火災静岡支店と連携しBCP策定支援セミナーの実施、経営指導員による事業継続力強化計画の策定支援を行い、直近5年間でセミナーについては116名が参加、事業継続力強化計画については759件の策定支援をした。しかし、BCPの必要性が広く周知できていない。事業継続力強化計画地区内小規模事業者等に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、「事業継続力強化計画」や「静岡県簡易版BCP」等の計画策定を支援し、BCP策定の取り組みを促進する。

2. 災害等に対する組織体制の強化

災害発生後、企業の活力を一刻も早く回復し、地域経済を順調に復興させるためには、何よりもそれを支える当商工会議所が一刻も早く事業を再開することが不可欠である。このような状況に対応するために、災害発生時や感染症の大流行時に対する組織的な体制の強化、防災・減災対策の強化を図る。

なお、感染症については、特に以下の点に注意して取り組む。

- ① 行政（国・県・市）や日本商工会議所からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。（オンライン会議などを有効に活用）
- ② 緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- ③ 中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- ④ 組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- ⑤ 当会議所内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所や医療機関への報告や当所会館の消毒や閉館の考え方）について、情報収集に努める。

3. 連携体制の強化

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会議所と静岡県、静岡市等の間における被害情報報告ルートを構築し、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、関係機関との連携体制を構築する。

また、感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や日本商工会議所と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努めることとする。

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年6月1日～令和12年5月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会議所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・静岡市、静岡商工会議所、関係団体との連携を密にし、本計画との整合性を整理し、災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・会報誌や市広報、ホームページ、LINE等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- ・新型インフルエンザ等感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型インフルエンザ等感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・当会は平成24年度事業継続計画を策定した。内容は適宜更新している。

3) 関係団体との連携

a 小規模事業者に対する災害リスクの周知

会員事業者の事業所所在地のハザード情報を示し提供し自然災害等のリスク及び取組・対策等について説明する。

b BCP策定支援

中小企業・小規模事業者のために、BCP策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・その他
- ・感染症に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共済。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP等取組状況の確認
- ・静岡市事業継続力強化支援連絡会の開催
当会や静岡市をはじめとする関係団体で「静岡市事業継続力強化支援連絡会」を開催(必要に応じ適宜)し、本支援計画の状況確認や改善点等について協議する。

静岡市事業継続力強化支援連絡会 (計画の進捗状況や改善点等の確認)	
[構成員]	静岡市 静岡商工会議所 静岡市清水商工会 静岡県BCP協同組合 必要に応じて専門家を招聘する

5) 当該計画における訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード8の地震)が発生したと仮定し、静岡市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じ実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。安否確認は、確認システム「ANP I」を活用する。各職員がシステムにログインして必要情報を入力、登録を行い報告する。
- ・発災時において、当会議所と当市の間で職員の安否確認の結果や大まかな被害状況等を共有する。情報を共有する連絡方法としては、事務所の固定電話又はEメールを使用する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、静岡市における感染対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会議所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。被害の状況と想定する応急対策の内容については、下記「被害規模の目安と想定する応急対策の内容」を判断基準に対策を講じる。

被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害は発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)緊急相談窓口の設置・相談業務 (2)被害調査・経営課題の把握業務 (3)復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)緊急相談窓口の設置・相談業務 (2)被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない。

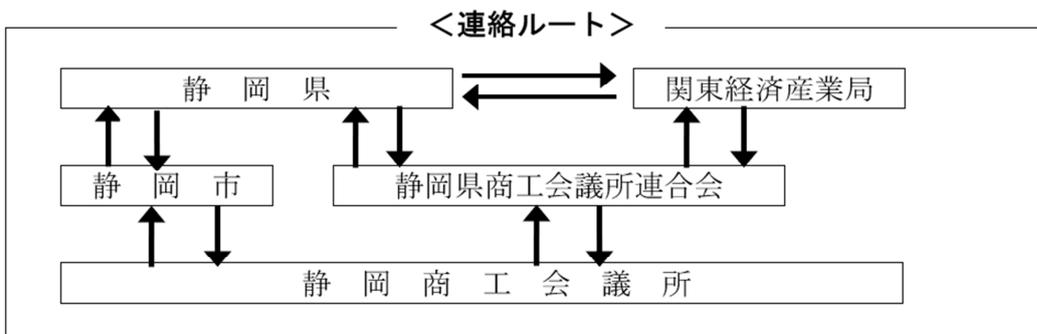
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	2日に1回共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

< 3. 災害時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会議所では、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会議所と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会議所と静岡市が共有した情報を、静岡県に指定する方法にて当会議所又は静岡市より静岡県へ報告する。



被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊・半壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、製品その他

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況については、発災後の時間経過とともに必要とされる状況確認等を円滑に実施する。具体的には次の通り。

【時間経過とともに必要となる状況確認等】

時間経過	確認内容	確認方法
発災直後 ～3日程度	<ul style="list-style-type: none"> ・安否や人的被害の有無 ・大まかな被害（地域の被災状況等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの情報 ・LINE、Eメール ・聞き取り（携帯電話）
安全確認後 ～7日程度	<ul style="list-style-type: none"> ・直接被害（非住家被害、商工被害） ・大まかな間接被害（事業再開可否、サプライチェーンの状況等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの情報 ・巡回訪問による聞き取り
安全確認後 ～14日程度	<ul style="list-style-type: none"> ・間接被害（風評被害等） ・経営課題の把握（事業再開状況、資金繰り等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回訪問、窓口相談による聞き取り

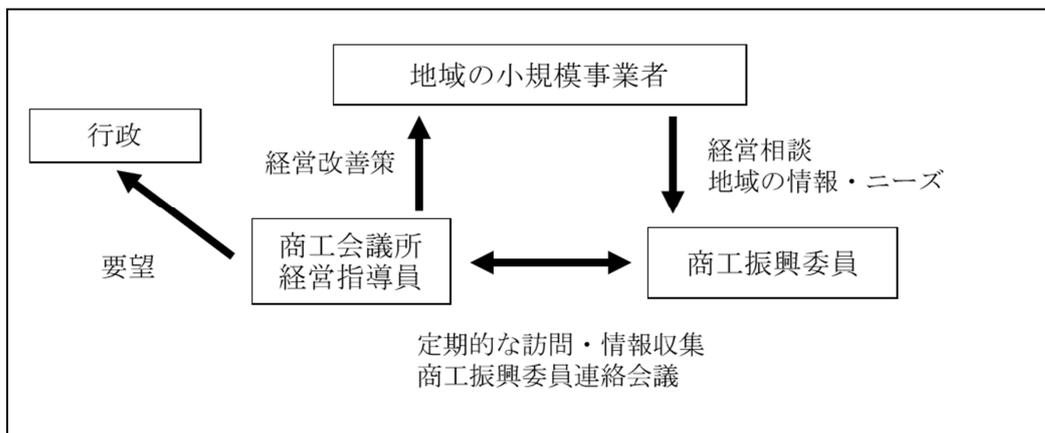
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、巡回訪問、会報、ホームページ、LINE等により地区内小規模事業者等へ周知する。

3) 被害状況の情報収集・確認

- ① 当会議所では、小規模企業施策の浸透や地域情報の収集を目的に管内全域をカバーする商工振興委員115名を配置している。災害発生時においては、管内の被害状況等について商工振興委員を通じて情報収集することで、広範囲に渡る状況把握が可能となる。
具体的には、当会議所経営指導員等が、担当する地区の商工振興委員から、自社または近隣企業や周辺地域の被災状況等についての情報を収集する。
- ② その他の会員企業や一般市民等から寄せられる情報もとりまとめる。
- ③ 連携事業者である東京海上日動火災保険(株)静岡支店が、グループ企業や傘下の代理店等を通じて収集した管内の被害状況等に関する情報を提供していただく。

<参考：商工振興委員の役割>

商工会議所経営指導員と連携を図り、担当地区内の商工業者の経営上の課題や地域の要望・意見を随時商工会議所に報告するなどして、経営改善普及事業を推進する役割を担っている。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・ <2. 発災後の対策>の「2) 応急対策の方針決定」で決まった方針に沿って、被害状況に応じた地区内小規模事業者等に対する支援を実施する。

1) 緊急相談窓口の設置・相談業務

- ・ 相談窓口の開設方法について、静岡市と相談する。静岡商工会議所が国や静岡県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・ 発災後2週間を目途に、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口では、地区内小規模事業者からの相談に対応する。また日本商工会議所との相談の上、遊休機械設備マッチングシステムや緊急在庫処分応援 ネット等の支援メニューを活用する。

2) 被害調査・経営課題の把握業務

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 内容としては、安否確認、直接・間接被害の調査。また、事業継続意思の確認、被害額の算出、経営課題の把握調査まで、発災後の時間経過と共に必要とされる情報を収集する。
- ・ 相談窓口や巡回訪問により得られた要望等に関して、静岡商工会議所でとりまとめた上で、国・県・静岡市への緊急要望として提出する。

3) 復興支援策を活用するための業務

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や静岡県、静岡市の施策）について、積極的に情報集を行い、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・周知は通信インフラの復旧に応じた手段を用い、巡回訪問を始めとして、会報、ホームページ、説明会等により周知を図る。
- ・行政の支援施策の他に、日本政策金融公庫、及び静岡県信用保証協会等の実施する緊急支援制度の情報収集を行い、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の流行については、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

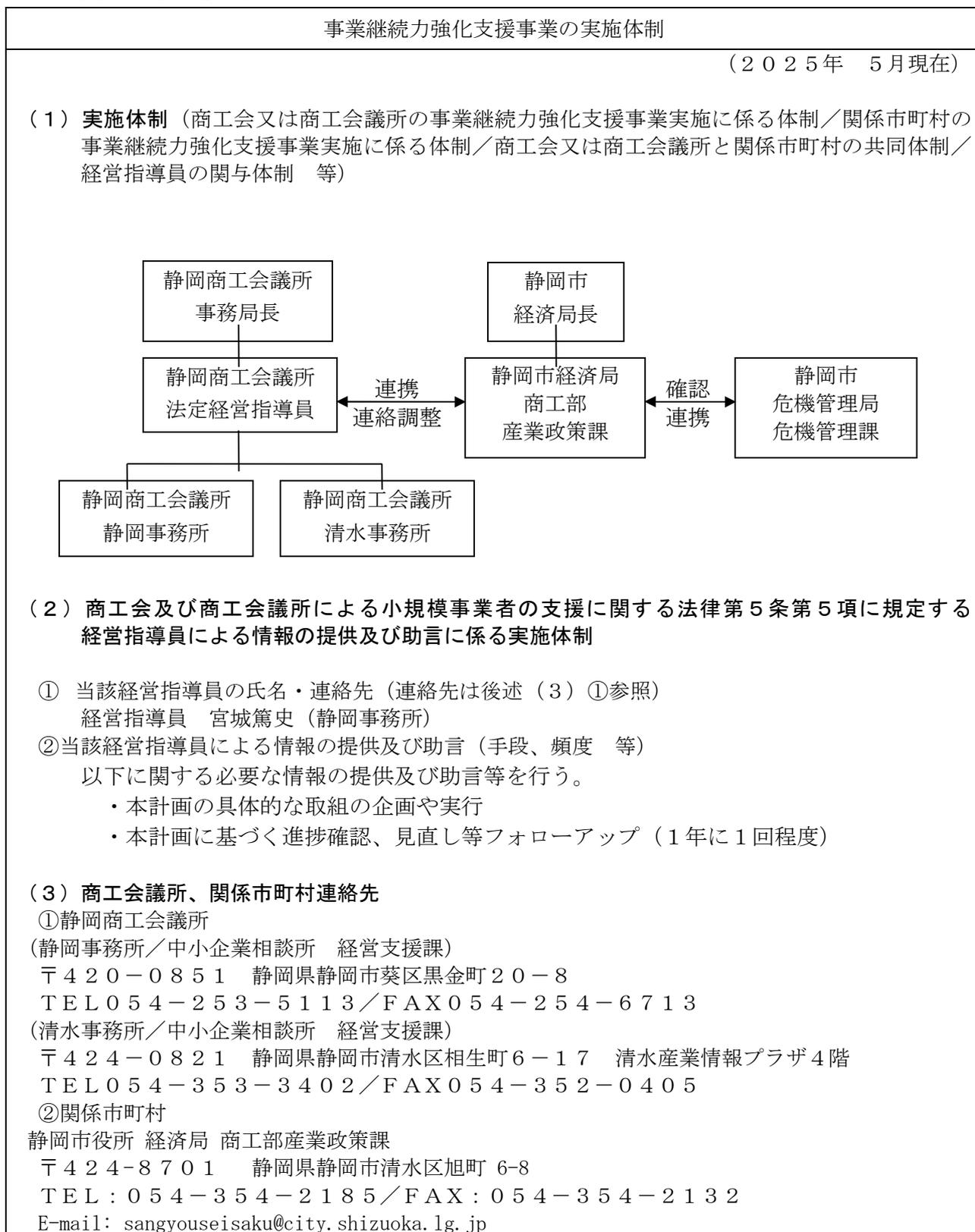
- ・静岡県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を日本商工会議所や静岡県等に相談する。

※当会議所は、2012年に鹿児島商工会議所、2014年に那覇商工会議所、2018年に出雲商工会議所と大規模災害発生時における「復旧・復興にかかる相互支援協定」を締結（静岡空港からの就航先商工会議所）しており、職員相互の応援等によって、被災地域の中小・小規模事業者の復旧に向けた相談窓口等支援体制の早期確立を可能としている。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
セミナー開催	50	50	50	50	50
専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、静岡市補助金、静岡県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
1.	東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー13階 理事・静岡支店長 東 秀明
2.	静岡県BCPコンサルティング協同組合 静岡市清水区西久保283-2 理事長 高橋義久
連携して実施する事業の内容	
1.	①BCP策定セミナーの開催 ②BCP関連の損害保険の周知
2.	①小規模事業者のBCP策定支援 ②公的支援施策の周知
連携して事業を実施する者の役割	
1.	①セミナーの企画・運営、講師の派遣 ②損害保険加入に関する相談、加入勧奨 ※当会議所会員の同社保険代理店が事業実施に全面的に協力する。
2.	①BCP策定に関する専門家個別相談 ②小規模事業者役に役立つ施策等の最新情報の提供
連携体制図等	